

〔N o. 13〕 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。（令和6年）

1. 建築物の実況によらないで、柱の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、教室で柱の支える床の数が2のときは、床の積載荷重として採用する数値を1,995 N/m<sup>2</sup>とすることができる。  
→令85条2項
2. 木材の繊維方向における、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、原則として、木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める引張りに対する基準強度の1.1/3の数値である。  
→令89条1項
3. ステンレス鋼の高力ボルトの引張りに対する材料強度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度と同じ数値である。  
→令96条表1
4. 鋼材の突合せ溶接における、溶接継目ののど断面に対する、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度の1/1.5√3の数値である。  
→令92条